

秋田市告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和6年6月6日

秋田市長 穂積 志

1 指定納付受託者に納付させる歳入

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）による寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

2 指定納付受託者の名称、所在地および指定した年月日

名 称	所 在 地	指定した年月日
株式会社カルティ ブ	神奈川県横浜市西区高島2- 19-12 スカイビル	令和6年6月6日